



〒892-0841 鹿兒島市照国町13-42 カトリック鹿兒島司教区 電話099 (226) 5100 振込口座 02030-2-8359 編集発行 教区広報部 1部60円年間千共1100円



司教の手紙

教皇訪日のテーマ

「すべてのいのちを守るため」の実践

鹿兒島教区司教 中野裕明

教区の皆さま、お元気でいらっしゃいますか? 「教皇フランスコ訪日講話集」(カトリック中央協議会 2020年1月25日)のはしがきで菊地功東京大司教は次のように書いています。

「わたしたちは、薄っぺらな言葉が飛び交う時代に生きています。深く考えることもなく、反射的にデジタルの世界に飛び出していくさまざまな言葉。その多くの言葉が仮想現実の波間に消えていくことが、そういった言葉の背後に何ら信念も価値観もないことを示しています。そういった言葉が飛び交っている世界だからこそ、確固たる信念に基づいたいのちの『言葉』は、暗闇に輝く一筋の光のように、多くの人の心に突き刺さります。」(上掲2ページ参照)

今回は、教皇の指摘する「すべてのいのち」について考えてみます。「すべてのいのち」は地上のすべてのいのちを指しています。しかし今回は、人間のいのちに限定して論考します。日本語の「いのち」は英語では3通りの単語で表現します。すなわち①生命、②生活、③人生です。Life (ライフ) という語

が原文に出てきた場合、翻訳者は文脈によって上記の3つの単語を選択しなければなりません。それぞれの「いのち」について考察します。

① 生命

これは文字通り、生物学的な用語です。聖書では人間の命は神からのものです。「主なる神は、(中略)アダムを形づくり、その鼻に命の息を吹き入れられた」(創世記2・7)とある通りです。従って教会は、「生命は妊娠した時から細心の注意をもって守護しなければならぬ」(現代世界憲章51番)と宣言しています。1994年に開かれた国連の人口会議で、女性の産まない選択を認める権利が認められたようです。しかし、妊娠は男女が二人で協力して初めて実現する出来事なので、平等な立場で幼い生命の尊厳について熟慮すべきでありま

よる自殺者の増加の要因になる、というものです。確かに経済活動は、いわば全体をめぐる血液のようなものなので、生命にはなく

建て直しに乗り出した大笠利教会

建設趣意書を発表し協力を要請

建設から48年が経過した大笠利教会はこれまでに2度にわたって改修工事を施しました。しかしながら聖堂の老朽化を食い止めることはできず、建設委員会を設置し2年前から建て直しに向けて動き出しました。

現在の大笠利教会の規模は床面積が442㎡ほどの大きな教会。解体費については目途がつかず、そのとして新聖堂の仮設計図案では規模が約336㎡(約百坪)の床面積で、現教会の約3分の2程度の規模にな

シノドスニュース

▼典礼部会 (部長 尾泰英神父) 5月17日(日) 午後、教区本部で会議を開いた。出席したのは司祭3人、信徒7人の計10人。会議では、主日のミサの参列者が少ない現状について、また主日のミサを充実させるための手段について分かち合った。また外国からの移住・移動者についてもその連携等を話し合ったほか、教区の典礼委員会との関係

性についても意見が出された。 ▼信仰部会 (部長 川口茂終身助祭) 5月24日(日) 午後、教区本部で部会を開催した。出席したのは司祭4人、終身助祭3人、修道士1人、信徒8人。

この日の会議では聖書やみことばに親しむために既存の分かち合い等のグループの手法が紹介されたほか、教区における班制度実施の経緯とその内容、その必要性についても話し合われた。

今年4月、笠利小教区(内野洋平神父主任司祭)では、「教会生活のしおり」を編集し信者たちに配布した。これは「当小教区での生活や活動のための案内情報として、一つにまとめて小冊子としたものです。受洗者、転入者の皆様へのご案内、また信徒の皆様にもご確認の手立てとなるようまとめました」(主任司祭談)というもの。

A5版・全18頁の小冊子には、笠利小教区の歴史やミサの時間、小教区組織図と各委員会の紹介があるほか、奄美地区における信徒



使徒職と奄美地区の組織についても解説されている。その他、しおりの中には教会維持費や神学生養成費、教会建設積立費等の納入願、ゆるしの秘蹟から冠婚葬祭、転出入に至るまで、信者の果たすべき義務や連絡の仕方まで詳しく掲載されている。加えて小教区目標に「シノドスの提言を實踐しよう。聞く人から伝える人になるために」を掲げている小教区らしく「教区シノドス提言実践課題」についても分かりやすい解説を掲載している。

た結婚式や葬儀献金を改定し、建設資金に充てるなど、微力ながら精一杯の自助努力を重ねてきました。またこれからも建設資金のために努力したいと思っております。

「教会生活のしおり」を編集し配布

信仰生活の規範にと笠利小教区

今年4月、笠利小教区(内野洋平神父主任司祭)では、「教会生活のしおり」を編集し信者たちに配布した。これは「当小教区での生活や活動のための案内情報として、一つにまとめて小冊子としたものです。受洗者、転入者の皆様へのご案内、また信徒の皆様にもご確認の手立てとなるようまとめました」(主任司祭談)というもの。

幸い5月1日付で教区長中野裕明司教からも「教区内で建設のための募金をお願いする許可」を頂きました。どうか、皆様のご支援とご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。尚、ご支援とご協力を頂ける場合は、右記の振込先口座にご送金下さい。(趣意書要約を掲載)

建設のための募金振込先
 ゆうちよ銀行
 ・郵便振替番号：01770-4-171911
 ・加入者名：カトリック大笠利教会 建設委員会

問い合わせ：カトリック大笠利教会
 TEL0997 (63) 8108 FAX0997 (63) 8116

【趣旨】

第1条 この規程は「性虐待防止基本宣言」に基づき、宗教法人カトリック鹿兒島司教区(以下「鹿兒島教区」という)に関わる人々の人権を保障することを目的として、次の各号に掲げる措置について必要な事項を定める。

【この規程の対象者】

第2条 この規程に基づき、相談・要望の申し出や被害に対して鹿兒島教区において措置を講じなければならない者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鹿兒島教区内に在住する聖職者、修道者、信徒
(2) 鹿兒島教区の職員
(3) 洗礼を受けていなくても、鹿兒島教区のカトリック教会(小教区)に関わっている者
(4) 鹿兒島教区が認可するカトリック学校の関係者
(5) 鹿兒島教区内のカトリック社会福祉施設利用者及び関係者
2 鹿兒島教区は、鹿兒島教区が認可するカトリック学校及びカトリック福祉施設(以下、「カトリック法人」という)に対して、本規程に相当する相談・要望対応の措置に関する条項を定めておくように指導する。

【定義】

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該号に定めるところによる。

- (1) 性的虐待 人権侵害行為

であつて、次に挙げる行為をいう。

- ① 行為者の意図に関わらず、性的な関心や欲求に基づく言動により、相手の周囲の者を不快にさせること
② 相手の望まない性的な言動
③ 交際又は性的関係の強化
④ 性的な画像・文書の掲示により良好な関係や活動環境を害すること
⑤ 性的虐待に類する人権侵害

性虐待防止及び被害者支援に関する規程

宗教法人カトリック鹿兒島司教区

受けること

- ② 性的虐待を直接又は、間接に受けることにより、環境が不快なものとなること
③ 性的虐待への対応により誹謗中傷を受けること

【性的虐待等の防止及び救済】

第4条 鹿兒島教区は性的虐待等の防止に努める。又、性的虐待が発生した場合は、その被害者の救済及び支援に務める。

【性的虐待防止に関する留意事項】

第5条 性に関する言動に対する受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場

返さないこと

- (6) 性的虐待であるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないことを認識すること
(7) 性的虐待を受けた者は、加害者との継続的な従属関係を考慮する場合があります、その行為に対して拒否の意思表示ができない場合も多い。したがって、相手が一時的には性的言動を許容する態度を示したからと言って、同意・合意していると判断してはならないこと

(8) 性的虐待等の行為が、カトリック教会特有の身分・立場による関係(例えば、司祭と信徒)、及び影響力を利用して、繰り返し行われている場合は、より悪質な性的虐待等となることを認識すること

(9) 性的虐待等の行為は、行われる場所(教会内か外か)、時間(勤務時間内か外か)を問わないこと(例えば、教会や職場での人間関係がそのまま継続する会合や行事等の場においても同様である)

【防止等の体制】

場合には、早めに対処の方法等について誰かに相談することが望ましい。

【防止等の体制】

第6条 鹿兒島教区の責任役員会(以下「役員会」という)は、この規程に定めるところにより、性的虐待等の防止及び要望とに責任を負う。

【相談・要望への体制】

第7条 役員会は、関係機関(小教区、カトリック法人等)との連携を図ることにより、性的虐待等に関する相談・要望に対して適切な対策を実施する。

【第三者委員会】

第9条 鹿兒島教区の教区長(以下「教区長」という)の依頼に応じ、性的虐待等の相談・要望対応に関して、次の各号に掲げる事項を調査・審議するため、鹿兒島教区に性的虐待対応委員会(以下「第三者委員会」という)を置く。

- (1) 事実調査の申し出があつた場合の事実調査に関する調査
(2) 調査の申し出があつた場合の調停の実施等に関する調査
(3) 被害が確認された場合の被害者の保護及び支援に関する調査
(4) 加害者が確認された場合の各号の委員で構成し、その半数以上は女性とする。

- (1) 弁護士1名
(2) 精神的ケア・心理的ケアを専門とする者1名
(3) 性的虐待の被害者の支援経験を有する者1名
(4) 鹿兒島教区が鹿兒島教区に所属しない司祭の中から指名した司祭1名
(5) その他、教区長が指名した者若干名

【相談・要望の申し込み先】

第8条 前条第4項各号に掲げる者は、前条第2項に定める相談窓口のほか、小教区及びカトリック中央協議会相談窓口に相談を申し込むことができる。

【相談・要望の申し込み先】

2 相談・要望の申し込みは、直接の来訪、文書、メール又は電話で受け付けるものとする。

のとする。直接来訪する場合は、可能な限り事前の連絡を行う。

【相談・要望を受けた場合の対応】

3 相談・要望を受けた相談窓口の担当者は、本人の了解なしに他に情報を漏らしてはならないことを責務とし、相談申し込み者の了解と協力を得て、相談・要望の概要を文書に整理し、役員会に報告する。

【事実の調査又は調停の申し出】

第10条 性的虐待に係る事実の調査の申し出は、性的虐待等の行為を直接受けた被害者本人(本人が児童の場合は、保護者)及びそのような行為を直接又は間接的に知り得た者が行うことができる。

【事実の調査及び調停申し出の取扱い】

第11条 相談窓口の担当者は、性的虐待に関する事実の調査又は調停の申し出を受けた時は、その旨役員会に報告する。

【役員会での精査・判断】

第12条 役員会は、第8条第3項又は前条に定める相談窓口からの報告を受け、その内容を精査し、相談・要望対応について検討する。

【役員会が相談・要望対応を行うかどうかを決定した時は、役員会はその決定内容を相談・要望対応を申し出た者(以下「申出人」という)に伝える。

3 相談・要望対応の対象者がカトリック法人の役員である場合は、前号の判断及びその後の対応等は当該法人において行い、その結果を教区長に報告する。

【第三者委員会への依頼】

前任者の残任期間とする。
5 第三者委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。
6 第三者委員会の議事は、出席者の過半数の賛成で決する。

第13条 鹿兒島教区として相談・要望対応を行う場合、教区長は、調停案、事実の調査及び調査結果に応じた対応案等の検討を第三者委員会に依頼する。

【第三者委員会での審議】

第14条 前条の依頼を受け、第三者委員会は、原則として2カ月以内に教区長に調停案又は事実調査の結果を報告し、救済措置、環境改善、処分等の必要がある場合は、その勧告を行う。

2 第三者委員会での調査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 相談・要望対応を申し出た人及びそれにより、調査等の対象となる者の秘密保持
- (2) 二次被害の防止

【役員会での対応】

第15条 役員会は、第三者委員会での調査、審議の結果を基に、相談・要望対応に関する鹿兒島教区としての方針を決定する。

2 役員会は、前項の決定内容を申出人に伝える。

【性的虐待等に対する処分】

第16条 事実調査の結果、

性的虐待等が確認された場合の処分は、加害者の属性に応じて、次のように区分する。

(1) カトリック信者以外の場合

加害者がカトリック信者以外の場合、宗教法人カトリック鹿兒島司教区の規則、関係法令及び社会通念に適合した処分に付されることがある。

(2) カトリック信者の場合

加害者が、聖職者(司教・司祭・助祭)、男女修道者又は信徒の場合、前号の処分等に加え、性的虐待等の態様によつては、カトリック教会全体の奉仕者たるに相応しくない非行等に該当するとして、教会法の規程に従つて処分を付すことがある。

【被害の再発防止】

第17条 役員会は、事件の再発の可能性がある場合は、早急に加害者を職務から外し、被害者と接する機会がないような措置を講じた上で、適切な更生プログラムに参加するよう加害者に命じる。

2 性的虐待等の事案において環境的要因が関係していると思われる場合は、役員

会は、その要因を除去するために必要と考えられる対策を行う。

【二次被害の防止とその他の処分等の措置】

第18条 役員会は、相談・要望を受け付けた後の二次被害の防止に努める。

2 教区長及びカトリック法人の責任者は、次に挙げる行為を行った者について、処分等の措置を実施することがある。

- (1) 調停及び事実調査の申出人並びに事実調査の協力者に報復、報復のほめめかし、誹謗中傷等の行為
- (2) 風説の流布等により関係者の人権を侵害する行為
- (3) 相談員、第三者委員会等に対する嫌がらせ行為

【虚偽申立の禁止】

第19条 性的虐待等につき虚偽の申し立てを行った者は、処分を付されることがある。但し、事実調査の結果として申し立てが認められなかった場合、直ちにこのことをもつて、虚偽の申し立てをしたと見なして、申立人に対して不利益な扱いをしてはならない。

【規程の見直し】

第22条 役員会は、この規

★譲ってください
・足踏み式のオルガン
聖血礼拝修道会
聖ヨゼフ修道院
Tel. 0995 (58) 2316

【記録】

第20条 役員会は、相談・要望の受付から解決までの経緯と結果を記録する。

2 記録書は、教区本部事務局の文書庫(アルキビウム)に保管される。

3 記録の保管年限は、関連する教会法の規程を準用する。

【性的虐待防止の研修広報活動等】

第21条 性的虐待防止の研修・広報活動等は、役員会が企画し、実施する。

【雑則】

第23条 この規程の実施に關し必要な事項は、教区長が別に定める。

附則

1 この規程は、2020年4月7日から実施する。

2020年4月7日
鹿兒島教区長
司教 中野裕明

+KABAYAN SEKSYON+

Nakapagpapabagong Panghabam-buhay na Pag-ibig

Magandang pagnilayan ang sinasabi ni Papa Francisco sa Ang Kagalakan ng Pag-ibig: "Dahil sa mas mahabang buhay ngayon ng mga tao, kinakailangang laging sariwain ang desisyong ginawa noong una. Kahit na hindi na nakaramdam ng matinding pagmamasang seksuwal ang isa para sa kanyang kabiyak, maaari namang nasisiyahan pa rin siya sa karanasang may lagi siyang kabuklod at kasama at may kabahagi siya sa lahat ng bagay at pangyayari sa buhay...Bahagi ng pag-ibig ng mag-asawa ang kasiyahang ito" (b.163).

"Walang katiyakan na hindi magbabago ang nararamdaman natin sa paglipas ng mga taon sa ating buhay natin." Ganun pa man, ang mag-asawa ay "maaari pa ring magmahal sa isa't isa at mabuhay bilang isa hanggang sa kamatayan at masiyahan sa kanilang matalik na ugnayan habam-buhay.

Ang pag-ibig na kanilang ipinangako sa isa't isa ay higit pa sa anumang emosyon, damdamin, o kalagayan ng pag-iisip, bagamat maaari din namang kasama ang lahat ng ito. Mas malalim nap ag-ibig ito, isang pang-habam-buhay na desisyon ng puso"(b.163).

"Sa paglipas ng panahon ng buhay-may-asawa, nagbabago ang pisikal na anyo, pero hindi ibig sabihin na dapat din magbago ang pag-ibig at pagkaakit sa isa't isa...Tumatanda ang katawan pero iyon pa rin ang taong una nating minahal"(b.163).

Kaya ang pagsasama ng mag-asawa ay palaging maging sentro nila ang pag-ibig ng Diyos diyan sa kanyang Anak na si Hesus at kasama ng pinagbubuklod ng Espiritu Santo. Dito magiging matibay ang pag-ibig ng mag-asawa habam-buhay. Dahil ang nagpapatibay sa kanila ay ang Pag-ibig ng Diyos, dahi ang Diyos ay ang pinag-mumulan ng Pag-ibig. (Fr. Dino Orofio)

会と催し 7月

1日 (水)	福者ペトロ岐部と187殉教者
3日 (金)	中野アカデミー・教区本部・19時
4日 (土)	聖トマ使徒Ⅱ頭島光神父霊名
5日 (日)	坂尾泰英神父叙階記念(1993年)
7日 (火)	年間第14主日
8日 (水)	みことばを祈る集い・ザビエル教会・10時
11日 (土)	中野アカデミー・教区本部・19時
11日 (土)	朴鎮亮神父霊名(聖ベネディクト)
12日 (日)	坂谷豊光神父命日(2006年)
12日 (日)	年間第15主日
14日 (火)	教区経済問題評議会・教区本部・14時
14日 (火)	村田源次神父命日(2007年)
15日 (水)	中野アカデミー・教区本部・19時
19日 (日)	年間第16主日
21日 (火)	レジオマリエ鹿兒島コミチウム・谷山教会・14時
21日 (火)	ユゼビウス神父命日(1978年)
22日 (水)	聖マリア
23日 (木)	中野アカデミー・教区本部・19時
23日 (木)	木村敏彦神父命日(2008年)
25日 (土)	ティエン神父叙階記念(2006年)
25日 (土)	聖ヤコブⅡ福崎英雄神父霊名
26日 (日)	年間第17主日
29日 (水)	オリーブの会及び共にこの道・教区本部・14時
29日 (水)	浜田盛茂神父命日(2013年)
9日 (日)	中野アカデミー・教区本部・19時
9日 (日)	司教日程 1日中野アカデミー、8日中野アカデミー、9日大口明光学園理事會、12日経済問題評議会、13日臨時司教会議、15日中野アカデミー、22日中野アカデミー

祈りの意向
世界の教会
日本の教会
家族
オリンピック・パラリンピック

神の憐れみとは？

《康由神父の聖書教室(27)》

ラエルの民がこれほどまでの思いに至るのは神様に逆らう者に対する憤りによりです。

神様の御旨を等閑にして財を成すことや偶像礼拝

にも見られます(詩編73・21)。しかし、ここでは二語であり一語ではありませぬ。その言葉を直訳すると「腎臓に穴が開く」となりま



ださるのです。このことを踏まえると「はらわたが引き裂かれる」を意味するギリシャ語は日本語の「憐れむ」とは少し意味が異なることが分かります。

実際に、神様やイエス様が私たちに憐れんでくださるとは、私たちが犯した罪を知りながらも、それでも救いの手を差し伸べてくださる、ということでもあるのです。

因みに、ヘブライ語で「憐れみ」という名詞は女性名詞の「子宮」を男性名詞化したものです。また、ギリシャ語では「慈悲」や「憐憫」を意味する言葉が複数形での用例が多いということはヘブライ語の影響かもしれませぬ。

福音書の中では「憐れむ」という言葉が幾度となく使われます。原語では三つの言葉が使われているのですが、その中で「はらわたが引き裂かれる」を意味する言葉ばかりが独り歩きしているようです。このため、この言葉が意味することを考えてみましょう。

実のところ、この動詞は造語なのですが、ユダヤ人たちの思想とヘブライ語的表現を的確に投影したものです。

さて、「はらわたの裂ける思い」という表現は詩編

差別主義と平等主義 (4)

紫原教会主任司祭 山口好信

5月号の末尾にどうい
人が司教になったのか述べて
した。もう少し説明します。

4世紀末、ローマ帝国のテ
オドシウス帝がキリスト教を
唯一の国家宗教として強制
し、他の宗教を弾圧してから、
教会の重要な役職は魅力ある
ポストになりました。衰退し
ていく帝国のなかで、都市市
民や地方都市の上層民はど
うしたかという「富裕な者は
元老院議員への道、中・下層
の者は軍人、官吏、自由職業と
しての医師・教師への道を選
んだが、なかでも多かったの
は聖職者への道であった。」

「権力を愛する人は、国家より
も教会のなかに力があること
に気づき、高級官吏ではなく
聖職者への道を選ぶようにな
った」(新田一郎)。また「多く
の場合、セナトル貴族の教
会役員、なかでも司教への転
身は、変わりつつある社会の
なかで、常に覇権をにぎりつ
づけるための戦略でもあっ
た。司教には行政や裁判につ
いての権限が認められ、それ
によって教会に半ば公的な地
位が与えられたからである。

セナトル貴族はその高貴な
出自、社会的名声、政治的影響
力と華々しい経歴、そして卓
越した知的教養といった、こ
の階層の特徴となっている属
性を司教職のそれとして刻印
する」(佐藤彰一)。

先回、書きましたように、セ
ナトルとは元老院議員のこ
とです。ローマ帝国の中枢部
です。4世紀から7世紀まで
のガリア(今のほぼフランス
の司教のうち、45%がセナト
ール貴族一門の出身者であ
り、あとの50%は土地の有力
者や新興ゲルマン部族の有力

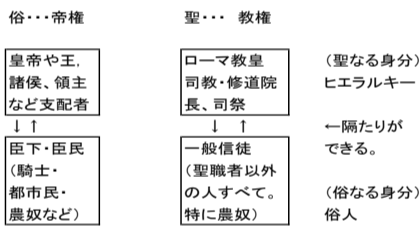
者の子弟が司教になったので
す。地方や国によって差はあ
りますが、西欧へのゲルマン
諸部族やノルマン人の侵入、
またイスラム勢力との戦いの
なかで西欧社会は封建制の時
代に入っていくきました。その
中で、中世の多くの教会は王
や封建領主が自費で作った私
有教会でしたから、前述した
人たちが司教になり、その下
に司祭を任命していました。

先月号で農奴について触
れました。年代と地域にもよ
りますが、西欧中世世界の労
働人口の多くは農奴でした。
王侯貴族と高位聖職者はほん
の一握りです。封建制の社会
のなかで教会の中はどういう
姿だったのでしょうか。教区
報2月号でも述べましたが、
A図は11世紀、教皇グレゴリ
ウス7世前後の、世俗権力か
らの「教会の自由」を求めて聖
職売買の禁止や司祭の独身性
など改革すべきことが決めら
れた頃のもので、分けては
いますが、右側と左側はほぼ
重なっています。また司祭は
現実には下段(一般信徒側)に
置いてもいい存在です。それ
でも聖職者と一般信徒の間
は隔たりができた、それも法
的な隔たりができた点に注意
されねばなりません。「法的」
とは一般信徒すなわち農奴ら
は多くの税金や掟を課せられ
たのに対して、司教たちは特
権を付与された支配者だった
という点です。また同じ教会
のメンバーのほうに、聖
職者は聖なる存在、一般信徒
は俗人という位置付けとなり
ました。4世紀初め、ニケア公
會議の頃、司教はすでに教会
内だけでなく世俗的にも行政
で活動する公的な存在として

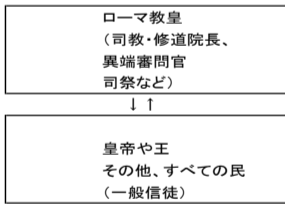
一般信徒の上位の存在ではあ
りませんでした。しかし一般信徒も
信仰において「聖なる者」とし
て、教会内は一つに団結して
いました。教会は少しずつ変
化していったのですが、中世
のこの時期の変化は変質と言
っていいものです。司教や大
修道院長は国王から統治の権
利を受けた大封建家臣でもあ
ったので、「一般信徒から自ら
を区別する法と利害とを所有
し、自らローマの司教に堅く
結びついている司教たちのも
とで、互いに団結した聖職者
階級ないしは聖職者の大集団
が西欧において初めて出現し
た」(ノウルズ)と言われます。
皆さんは司祭の叙階式をご覧
になったことがあるでしょ
う。中世西欧で封建的主従関

係を結ぶとき、まず家臣が主
君の前にひざまずき、両手を
合わせて差し出す。主君はそ
れを両手ではさんで、家臣と
して保護することを約束す
る。次に家臣は福音書に手を
かけて忠誠を誓う。叙階式は
臣従の誓いの儀式を教会内で
引き継いでいるのです。また
「グレゴリウス改革」において
教皇選挙は枢機卿によるとい
う決定もなされました。教会
は教皇を中心とした中央集権
的な教会なのだという理解を

A図(特にグレゴリウス7世前後から)
11世紀頃



B図(インノケンティウス3世から
ボニファティウス8世にかけて)
12、3世紀頃



鮮明になりました。世俗から独
立した教会であろうとして法
的な理解が教会に入ってきた
す。「アレキサンダー3世(1
159年)以降ほとんどの
教皇は教会法学者であると言
われます(岩島忠彦)。教会法
が発言力を増すということ
は、霊的権威が同時に権力を
行使してくるということ
です。さらにB図は教皇が国
家・世俗的権力に対して教会
の優位・教皇至上権を主張し
て、人と直接接触し
て、人と交わりながら働く仕
事が多くあり、私たちの暮ら
しを支えています。こうした
現実を前にして、コロナの時
代において福音化の役割は重
大であり、責任を痛感してい
ます。

KJJP (鹿兒島正義と平和協議会) 通信 7月号

コロナ時代と「福音化」

コロナウイルスの感染拡大
によって、社会が大きく変
化しています。それに伴い私
たちの信仰も影響を受けてい
ます。鹿児島では、4月中旬
から「緊急事態宣言」が適用
され、約ひと月「自粛生活」
という事になりました。「自
粛」というのは本来「自分か
ら進んで行動をつつしむこ
と」です。しかし「お上」と
まわりの「空気」から、自粛
を外側から強制されているよ
うな気がします。もちろんウ
イルス感染拡大を防止するこ
とは必要であり、そのための
マナーやルールは守るべきこ
ととは言ってもありません。
そして、今度は「新しい生活

様式」が提唱され、国民が総
動員されようとしています。
わたしたちは、福音を生
きるために集められた者で
す。その原点に立って、社会
の中で役割を果たしていかな
ければなりません。コロナウ
イルスの感染拡大によっ
て、これまで以上に経済格差
が広がり、社会から見棄てら
れてしまう人々が増加傾向に
あります。生きる希望を失い
自暴自棄になつていく人々、
「新自由主義」によって弱者
は一層追い詰められているこ
となど、福音に反する悪が支
配する現実を目の当たりにし
ています。「テレワーク」が
推奨されていますが、それが
可能な職業がどれほどあるの

た時期の社会構造ですが、こ
れは教皇側の理想であり、い
つもこれが現実になったわけ
ではないことは高校の世界史
の授業でも習うことです。
例えば、聖職者への課税を
強行したフランス王フィリッ
プ4世に対して教皇ボニファ
ティウス8世は完全な服従を
要求し破門をもって脅します
が、逆にアナニーで捕えられ
てしまい、そのショックで死
んでしまいます(1303
年)。この事件の数年後からフ
イレンツェ生誕のダンテ
は、「神曲」を書き始めます。そ
の地獄篇でボニファティウス
8世を貪欲な亡霊で登場さ
せ、さらに天国篇ではボニフ
ァティウス8世は教皇庁で
「毎日キリストを商いに出し
ている(すなわち聖職売買)」
〔第17歌〕と言います。「その悪魔が
基を開いた君(ボニファティ
ウス8世)の市(フイレンツェ
の町)は、呪われた花(フィオ
リーノ金貨)を造ってはばら
むべきこと何だと思います
か。⑭教会は、「コロナ後」
の社会の変化にどのように対
応すべきでしょうか。⑮コロ
ナ感染者や家族に対する「差
別」「偏見」がありません
か。⑯「日常生活の中で、
自分自身の「祈り」「み言葉
の学び」「行動」に変化が生
じましたか。」「自問自答しな
がら、多くの気づきを与えら
れました。どれだけ本心に祈
っているのだろうか、行動に
つながらない聖書の学びにな
っていないだろうか、教会が
小さくされた人々とながっ
ているのだろうか、などを振
り返ってみました。コロナ時
代における福音化を考えると
ために、一人でやっています
が、何人かのグループで分か
ち合うことができました。もっ
と深められるような気がしま
す。

まいてる。この花が牧者を
狼に変え、この花のために羊
も子羊も道を踏みだした。こ
の花のために福音書も初期
の教父も捨てられて顧みられ
なくなり、もつばら教会法が
研究の対象となつていくが、
その様はベージの縁を見れば
わかるとおりだ。法王も枢機
卿もこの花に執心のあまり、
ガブリエルが翼をひろげたあ
のナザレの地に思いが及ばな
いのだ」(第9歌)と書きまし
た。私たちは福音書、そしてイ
エスのナザレの地を思いなが
ら信仰を生きていくべきであり、
福音と教会法は両立するとは
限らないことをダンテは教
えています。

*佐藤彰一「世界の歴史10西
ヨーロッパ世界の形成」新田
一郎「キリスト教とローマ皇
帝」ノウルズ「キリスト教史
3、4」岩島忠彦「キリスト
の教会を問う」ダンテ「神曲
天国篇」(平川訳)など参照。

「福音化」の基本的姿勢は変
わらないと思います。それは
「教会はこの世の現実に派遣
されているわけですから、
我々の一番関心を持つべきも
のは、この世界の全ての人々
一人ひとりが本心に大切にさ
れているのか、関係性が壊れ
ていないか、踏みつけられて
いないか、そこなのです。」
(松浦信郎司教の発言・「J
PブックレットVOL9」)
これこそ、イエスから託され
た教会の「新しい生活様式」
ではないでしょうか。
(紫原教会 山下和実)

▼社会問題の分かち合い
(毎月第三土曜日)
日時：7月18日(土)
13時～16時
場所：教区本部
内容：原発・改憲・沖縄
問題についての情報交換
その他